

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題の一つと位置づけ、迅速な意思決定による経営の効率化及び経営の透明性、責任の明確化を図ることを基本的な考え方としております。併せて、内部統制システムや法令遵守体制の整備、企業情報の適切な開示等も重要課題として認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
一広(株)	1,004,200	55.00
丸山 三千夫	55,000	3.01
伊藤忠商事(株)	53,180	2.91
川辺 康子	42,064	2.30
松本 恒吉	20,000	1.10
越智 康行	19,800	1.08
大島 勇	13,400	0.73
川辺 浩子	10,951	0.60
越智 勲	10,500	0.58
沢辺 潔	10,103	0.55

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無 更新

一広株式会社 (非上場)

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

2021年3月31日現在、一広株式会社は当社議決権総数の55.6% (うち間接所有0.3%) を有する当社の親会社であります。当社と同社との人的関係につきましては、2名が当社の取締役を兼務しておりますが、当社独自の経営判断を妨げるものではなく、独自性が確保されていると認識しております。

当社は一広株式会社と仕入取引を行っており、その取引条件及び取引の決定方針等は一般取引先と同様の条件で決定しており、少数株主に不利益を与えることがないように適切に対応しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
荻田 修	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
荻田 修	○	上記a～のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したため独立役員として指定いたしました。	経営管理の知識と企業活動に関する豊富な見識を有しており、社外取締役として独立した立場から、当社の経営に客観的かつ専門的な視点で適切な提言及び助言をいただけるものと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との間で監査体制、監査計画、監査実施状況等について必要に応じ会合を開催し報告、確認を行っている。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
洞 敬	弁護士													
神崎 時男	公認会計士													

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
洞 敬	○	上記a～のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したため独立役員として指定いたしました。	弁護士として法的な専門知識を有しており、客観的立場から監査の妥当性を確保していただけるものと判断いたしました。なお、同氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として長年培った豊富な知識と経験を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
神崎 時男		――	公認会計士として専門的知識を有し、客観的立場から監査の妥当性を確保していただけるものと判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬体系については賞与支給等、検討課題としている。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書においては、取締役・監査役・社外役員として表示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役は適宜取締役会等の会議に出席し他の取締役との意見交換や経営に係る助言を行う。
社外監査役は、適宜監査役会等の会議に出席し他の監査役と意見交換を行う。
3名の監査役のうち1名は常勤監査役であり、他の社外監査役2名との連携をとり情報の伝達を行う。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

経営等に関する重要事項や重要な業務執行については、適宜、経営会議にて審議を行い、取締役会規定に基づき取締役会決議にて決定いたします。
具体的な業務執行については、社内業務全般にわたり諸規定の中で業務分掌、職務権限を定めております。それらの状況を代表取締役直轄の組織である「内部監査室」がその適合性・準拠性の面から監査しその結果を代表取締役社長に報告し社長承認に基づき関係部門への説明を行います。
関係部門は「内部監査室」と連携し業務執行の改善に努め、主幹部門との協議を行い、経営会議において改善に関する提案をいたします。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

内部監査室の設置、社外取締役2名を含む取締役会、社外監査役2名を含む監査役会、執行役員制度の導入とそれぞれが運営する会議体と相互の連携により、迅速な意思決定による経営の効率化及び透明性の確保、責任の明確化、取締役の職務の適合性に対する監視が十分に図れている体制であると考えているため。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	検討中
電磁的方法による議決権の行使	検討中

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書及び四半期報告書 決算短信 適時開示資料等 当社ホームページにて掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理統括本部管理本部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、株主総会・取締役会・監査役会・会計監査人等の機能整備を行いコーポレートガバナンスの充実を図ります。 当社では、取締役および監査役の就任や管理職登用に際して、性別等の区別なく主に個々の能力や人格の適正を最優先条件としております。 現在は、女性の取締役および監査役はおりませんが、管理職4名が活躍中であります。 また、育児休暇制度や勤務時間短縮制度等ワークライフバランスへの取り組みの促進により仕事と育児等の両立をより容易にできる職場環境を構築し女性従業員の活躍の場の拡充をすすめております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題の一つと位置づけ、迅速な意思決定による経営の効率化及び経営の透明性、責任の明確化を図ることを基本的な考え方としております。併せて、内部統制システムや法令遵守体制の整備、企業情報の適切な開示等も重要課題として認識しております。

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人は取締役会規定その他関連規定に基づき、法令、定款の遵守に努め、その職務を執行するものとし、社長直轄組織である「内部監査室」にて、内部統制システムの推進を図る。

(2) 取締役及び使用人が法令、定款及び社内規定に従い、高い倫理観をもって企業活動を行うべく「川辺コンプライアンスマニュアル」にてその行動指針を明確にしている。

(3) 社会規範、企業倫理に反する行為を防止・是正するために、内部通報制度として「カワベホットライン」を整備し、「公益通報者保護規定」により通報した公益者の保護を図り、コンプライアンス体制の徹底に努める。

(4) 監査役は、内部統制システムの機能を監査し、不正の発見・防止及びその是正を行う。

2 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令ならびに社内規定に基づき適切に保存、管理を行うものとする。

3 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

各取締役はそれぞれの担当部門に関するリスク管理の責任を負うものとし、「リスク管理規定」に則り、担当部門に関するリスク管理の体制を構築し、これを適切に管理するとともに、当該リスク管理の状況を定期的に取締役会に報告するものとする。

4 取締役の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制

(1) 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制として、毎月1回定例の取締役会を開催し、法令及び定款に定められた重要事項の決定及び業務執行状況報告を行う。また、必要に応じ適宜臨時取締役会を開催する。

(2) 取締役会決議事項以外の重要事項の決定は、その審議の迅速化、適正化を図るべく2～3回必要に応じ開催する経営会議にて行い、取締役会において報告ならびに状況確認を行う。

(3) 取締役の監督機能の強化と意思決定の迅速化を目的として、執行役員制度を導入し、執行役員は取締役会が決定した事項に基づき、その職務執行を行う。

(4) 毎月1回、営業戦略会議において各月の営業計画に対する現況報告を行い、担当取締役は計画内容の検証を行う。

5 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社に対し、重要事項について、当社への報告を求める。

(2) 子会社監査役に対し、効率的に監督できるよう当社監査役との連携を求める。

6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、その要請に応じて、適切な人材を配置する。監査役より監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。

7 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす可能性がある事実を発見した場合、または、職務執行に関して不正行為、法令、定款に違反する重大な事項を発見した場合、速やかに監査役に報告する。

(2) 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するために重要な会議に出席するとともに、稟議書、通達などの業務執行に係る重要な文書については監査役の判断に基づき、随時閲覧できるものとし、必要に応じ取締役及び使用人からの説明を求める。

8 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

(1) 監査役は、経営の透明性と監査機能を高めることを目的として、代表取締役社長と定期的に意見交換を行う。

(2) 監査役は、「内部監査室」並びに「コンプライアンス室」と連携を保ち、必要に応じ調査を求める。

(3) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換及び情報交換を行うとともに、必要に応じ会計監査人に報告を求める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを「コンプライアンスマニュアル」において明記し、排除に取り組む。

警察当局、地域団体などとの十分に連携し、反社会的勢力及び団体に関する情報を積極的に収集し組織的な対応が可能な体制をとる。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は当社株式の大量買付につきましては企業価値を毀損すると判断されるものでない限りにおいては株主の皆様の判断に委ねられるものと考えますが、株主の皆様の利益と企業価値の保持のため濫用的買収に対する方策等の整備を検討しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社及びグループ各社は、「業務の有効性及び効率性」「財務報告の信頼性」「事業活動に関わる法令等の遵守」「資産の保金」を目的に内部統制システムの構築を行う。

代表取締役直轄下の組織である「内部監査室」を設置し事業年度毎に内部統制整備状況評価を行う。

